

第百十六号議案

東京都地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例

東京都地域医療医師奨学金貸与条例（平成二十年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「臨床研修」の下に「（以下単に「臨床研修」という。）」を加え、同条第五号中「災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）がある」と認められる期間（通算して三年間を上限とする。）」を「次号に掲げる期間」に改め、同条に次の一号を加える。

六 指定勤務の中断期間 災害、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があると認められる期間又は臨床研修後、五年以上指定勤務に従事した場合において、診療上の能力開発に資する理由があると認められ、かつ、学校教育法第九十七条の規定による大学院に進学している若しくは外国で診療、研究等に従事している期間（これらの期間を合算して四年間を上限とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。）をいう。

第十四条中ただし書及び第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定勤務の中断期間に該当するとき。

第十八条第二号中「医師法第十六条の二に規定する」を削り、同条に次の二号を加える。

四 指定勤務 大学を卒業する日の属する年度から大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格した後、速やかに免許を取得し、次号に掲げる期間を除き、直ちに、病院等において引き続

き医師の業務に従事することをいう。

五 指定勤務の中断期間 やむを得ない理由があると認められる期間（通算して四年間を上限とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。）をいう。

第十九条中「第三条第一号から第四号まで及び第四条から第六条まで」を「第三条から第六条まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域医療医師奨学金事業の充実を図るため、返還債務の履行猶予に係る規定を改める必要がある。